

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインにつ  
いて

計1枚（本紙を除く）

Vol.483

平成27年6月5日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願います。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3937、3982）  
FAX：03-3503-7894

平成 27 年 6 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて

平素より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）の施行に伴い、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施のため、介護予防・日常生活支援総合事業の基本的考え方、事務処理手順及び様式例等を別紙の通り定めたので、関係団体、関係機関等に周知を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、上記ガイドラインについては、下記の URL に掲載しているので、ご確認いただきたい。

※介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>